

葛飾区 新庁舎整備基本計画 《資料編》

目 次

資料 1 : 葛飾区総合庁舎建築・設備劣化等調査（概要） -----	62
資料 2 : 葛飾区総合庁舎整備手法検討調査（概要） -----	64
資料 3 : 葛飾区総合庁舎整備のあり方検討委員会とりまとめ（概要） -----	65
資料 4 : 葛飾区総合庁舎整備基本構想（概要） -----	67
資料 5 : 立石駅北口地区市街地再開発事業による建築物を総合庁舎移転先とする場合の 移転要件（概要） -----	69
資料 6 : 23区の総合庁舎駐車場、自転車駐車場等設置台数調査-----	71
資料 7 : 来庁者実態調査-----	72
資料 8 : 職員数の推移-----	74
資料 9 : 他自治体の庁舎整備における耐震方式の採用-----	75
資料 10 : 新庁舎施設構成別の想定面積-----	76
用語解説-----	77

資料 1： 葛飾区総合庁舎建築・設備劣化等調査（概要）

1 調査概要

総合庁舎における建築及び設備機器に関する現状を客観的に調査・診断し、劣化の状況を総合的に判断することで、耐用年数の迫る庁舎の整備について検討を行った。また、庁舎新館の耐震診断を行い、その診断結果等を踏まえた今後の利用についても検討を行った。

2 調査・診断内容

(1) 建築調査

- ①問診調査、②コンクリート圧縮強度調査、③コンクリート中性化深さ調査、
④屋上防水調査、⑤外壁調査、⑥外部金属部調査、⑦開口部調査、⑧内部調査、
⑨外部シーリング材詳細調査、⑩レベル調査

(2) 設備調査

- ①問診調査、②機器目視調査、③表面温度測定、④X線による配管劣化調査、
⑤空調ダクト内部検査

3 調査結果

(1) 建築劣化調査結果

① 庁舎本館・議会棟

庁舎本館・議会棟は築 46 年（平成 20 年時点）を経過しており、平成 4 年・平成 10 年に屋上防水改修・耐震改修等が行われ日々のメンテナンスが施されているが、各部材は更新時期を大きく過ぎており劣化部分が見受けられた。特に、庁舎本館塔屋部分及び機械室棟に漏水が見られた。

コンクリートの圧縮強度の低下・中性化は、一部の躯体コンクリート部分を除き進んでいないと思われるが、一部外壁面クラックによる漏水跡が見受けられることから、構造躯体の劣化防止のため、修繕を行う必要がある。

② 新館

庁舎新館は築 30 年（平成 20 年時点）を経過しており、本館・議会棟と同じく各部材の更新時期を過ぎている。今回の調査では、一部を除き激しい劣化部位は少なく、既にそのような場所は修繕され機能が回復されている。

(2) 新館の耐震診断結果

新館は、耐震診断の結果、本来、防災拠点としての区役所庁舎が必要とする I 類相当の構造耐震指標(Is 値)0.9 は、満足していない。これは、多くの区民や職員が利用する庁舎、また、災害時の防災拠点としての建物であることを考えると不十分である。構造以外の建築・設備の劣化調査報告にも示したように、整備状況は良好ではあるが、現状においても改修が必要な部位が多く見られる。また、現時点で改修しても、数年後には、また新たな改修が必要となり、膨大な費用を伴う補修が想定される。

資料 1 : 葛飾区総合庁舎建築・設備劣化等調査（概要）

4 検討結果

(1) 本館・議会棟の大規模改修の効果と建替え

築 46 年が経過しており、耐用年数（65 年）は残り 19 年である（平成 20 年時点）。概ね 10 年後に大規模な改修（約 19 億円）が必要であるが、改修を行っても狭あい化等の抜本的な改善にはならず、またその 10 年後には、耐用年数を迎える、改修の効果を十分に活用できない。

耐震補強工事による耐震性能（構造耐震指標 I_s 値 0.72）は、現在の重要な防災拠点としての耐震性能（ I_s 値 0.9）を確保していない。したがって、大規模改修を行う合理性が少なく建替えの検討が必要である。

(2) 新館の大規模改修と今後の検討について

築 30 年であり、耐用年数は、あと 30 年余りある。継続して使用するためには概ね 10 年後に 17 億円程度の大規模改修費用が必要となる（平成 20 年時点）。

また、耐震診断の結果（ I_s 値 0.77）は、重要な防災拠点としての耐震性能（ I_s 値 0.9）を有していない。したがって、今後とも重要な防災拠点として利用していくことは適切ではない。今後は、費用対効果の視点等を踏まえ、総合庁舎以外の施設や敷地の有効活用について検討を行う。

(3) 今後の総合庁舎整備のあり方について

劣化診断の結果等を踏まえ、総合庁舎の劣化状況とそれに伴う改修費用や耐用年数、耐震性能、さらに今日の庁舎に求められる機能等を考慮すると、今後 10 年程度を目途に建替えの検討を進めていくことが必要である。



劣化が顕著にみられる、冷温水ポンプ

資料2：葛飾区総合庁舎整備手法検討調査（概要）

1 調査概要

総合庁舎建築・設備劣化等調査診断の結果を踏まえ、10年後に総合庁舎の建替えを完成させることを目指すに据え、その実現に向けて優位性の高い整備手法と整備候補地の検討を行った。

2 優位性の高い整備手法と整備候補地

優位性の高い整備手法と候補地の選定を進めるためには、整備プランや概算整備費、事業費、資金調達についてさらなる検討を進める必要がある。

特に、現敷地での建替えでは、仮庁舎の建設と行政サービスに与える影響について、また立石駅北口地区市街地再開発事業の参画については、権利者の合意形成並びに施設計画案の検討、移転建替えの場合には、現敷地の活用方策等の諸要因について、引き続き検討を加える必要がある。

3 区民意向の反映

総合庁舎整備にあたっては、検討の過程に区民が参加し、区民意向を反映させた計画を立案することが大切である。これを通じて、区民が一層利用しやすい庁舎が実現できるだけでなく、新たな庁舎に対する区民の親しみや愛着が生まれ、区民交流や区民協働の場としても新庁舎が活発に利用されることに結びつくと考えられる。

4 庁舎整備の基本構想・基本計画の策定

総合庁舎整備に関する一連の検討成果は、後年度に策定される「庁舎整備基本構想」、さらには「庁舎整備基本計画」に反映される。本業務は、その前段階の検討であり、今後の計画策定に向けた基礎的な判断材料を提供するものと位置付けられる。

現地建替えの場合は、行政が区民意向を踏まえて「庁舎整備基本構想」、「庁舎整備基本計画」を策定することにより、設計など次の段階に向かうことができる。一方、再開発事業に参画する場合は、権利者の合意形成が図られることが前提となるため、再開発事業の進捗を見極めた上で庁舎整備計画を立案することとなる。検討手順に関するこれらの状況を踏まえて、最適な整備手法の選択と計画立案を行うことが必要である。

資料3：葛飾区総合庁舎整備のあり方検討委員会とりまとめ（概要）

1 あり方検討委員会開催経過

開催回数	開催日	主な報告・議事等
第1回委員会	平成22年 7月 26日	(1)総合庁舎のこれまでの経過説明 ・総合庁舎建築・設備劣化等調査診断結果 ・葛飾区総合庁舎の整備について（パンフレット） (2)防災拠点としての総合庁舎のあり方 ・防災拠点としての総合庁舎のあり方 ・阪神・淡路大震災時の神戸市役所の被害状況 ・東京直下型地震発生時の葛飾区周辺の被害想定 (3)総合庁舎整備（建替え）の必要性
第2回委員会	平成22年 8月 26日	(1)総合庁舎劣化状況等の見学 (2)総合庁舎整備（建替え）の必要性
第3回委員会	平成22年 9月 2日	(1)文京区役所の見学 (2)千代田区役所の見学
第4回委員会	平成22年 9月 29日	(1)文京区役所、千代田区役所見学会の報告 (2)葛飾区総合庁舎整備のあり方検討委員会 中間とりまとめ（案）
第5回委員会	平成22年 11月 4日	(1)葛飾区総合庁舎整備のあり方検討委員会 中間とりまとめ（案） (2)葛飾区総合庁舎整備手法検討調査業務報告書（概要）
第6回委員会	平成22年 12月 16日	(1)葛飾区総合庁舎整備のあり方検討委員会（中間とりまとめ）について (2)建替候補地について
第7回委員会	平成23年 4月 25日	(1)これまでの検討経過及び今後の検討事項（案）について (2)「区民の意見を聴く会」開催結果について (3)東日本大震災による庁舎の主な被害状況と葛飾区総合庁舎の状況 (4)本庁と支所について
第8回委員会	平成23年 5月 19日	(1)本庁と支所について (2)総合庁舎の整備パターン、新館を残す場合の課題、新館及び敷地活用方法について (3)青戸平和公園・立石駅北口地区の見学について
第9回委員会	平成23年 6月 23日	(1)青戸平和公園・立石駅北口地区の見学 (2)青戸平和公園・立石駅北口地区の見学結果について
第10回委員会	平成23年 7月 21日	(1)青戸平和公園・立石駅北口地区の見学結果について (2)整備手法等について (3)論点整理 (4)具体的な検討に向けて
第11回委員会	平成23年 9月 1日	(1)とりまとめ（素案）について
第12回委員会	平成23年 10月 27日	(1)とりまとめ（事務局修正案）について
第13回委員会	平成23年 11月 18日	(1)とりまとめ（案）について

資料3：葛飾区総合庁舎整備のあり方検討委員会とりまとめ（概要）

区民の意見を聴く会	平成23年2月5日 平成23年2月7日 平成23年2月10日	葛飾区総合庁舎整備のあり方検討委員会中間とりまとめについて (葛飾区職員人材育成センター、新小岩北地区センター、金町地区センターで実施)
-----------	--------------------------------------	---

2 優位性の高い整備手法と整備候補地（まとめ）

（1）現庁舎の諸課題を解決するためには改修ではなく建替えるべきである

現庁舎は、建物・設備の経年劣化をはじめ、狭隘化、防災拠点としての機能不足、バリアフリー対応不足等の課題を解決する必要性が迫られているが、機能面ではすでに限界がきていると判断される。

これらの諸課題を抜本的に解決するためには、改修によって施設の延命を図る方法では対応が十分ではなく、総合庁舎を建替えるべきである。

（2）本館・議会棟及び新館を一括整備すべきである

総合庁舎の整備にあたって、現庁舎の新館を残して活用しながら総合庁舎を整備する方法を含めて検討した。本館・議会棟と新館は、建築年次と耐震性能に相違があるが、長期的な整備費用の面から検討すると、概ね10年後に大規模改修を行って延命し、その約10年後に建替えるよりも、今後10年後を目途に本館・議会棟及び新館を一括して整備した方が経済性があると判断される。

（3）3つの候補地は総合庁舎の立地適性を備えているが実現上の課題もある

区内の整備候補地の中で、現庁舎敷地、青戸平和公園、立石駅北口地区の3つは、総合庁舎の立地場所が備えるべき一定の条件を満たしており、有力な整備候補地であると判断される。

一方で、3つの候補地はそれぞれ実現上の課題を抱えており、今後、区が引き続き検討の掘り下げを行い、優位性の高い候補地に絞り込んでいくことが必要である。

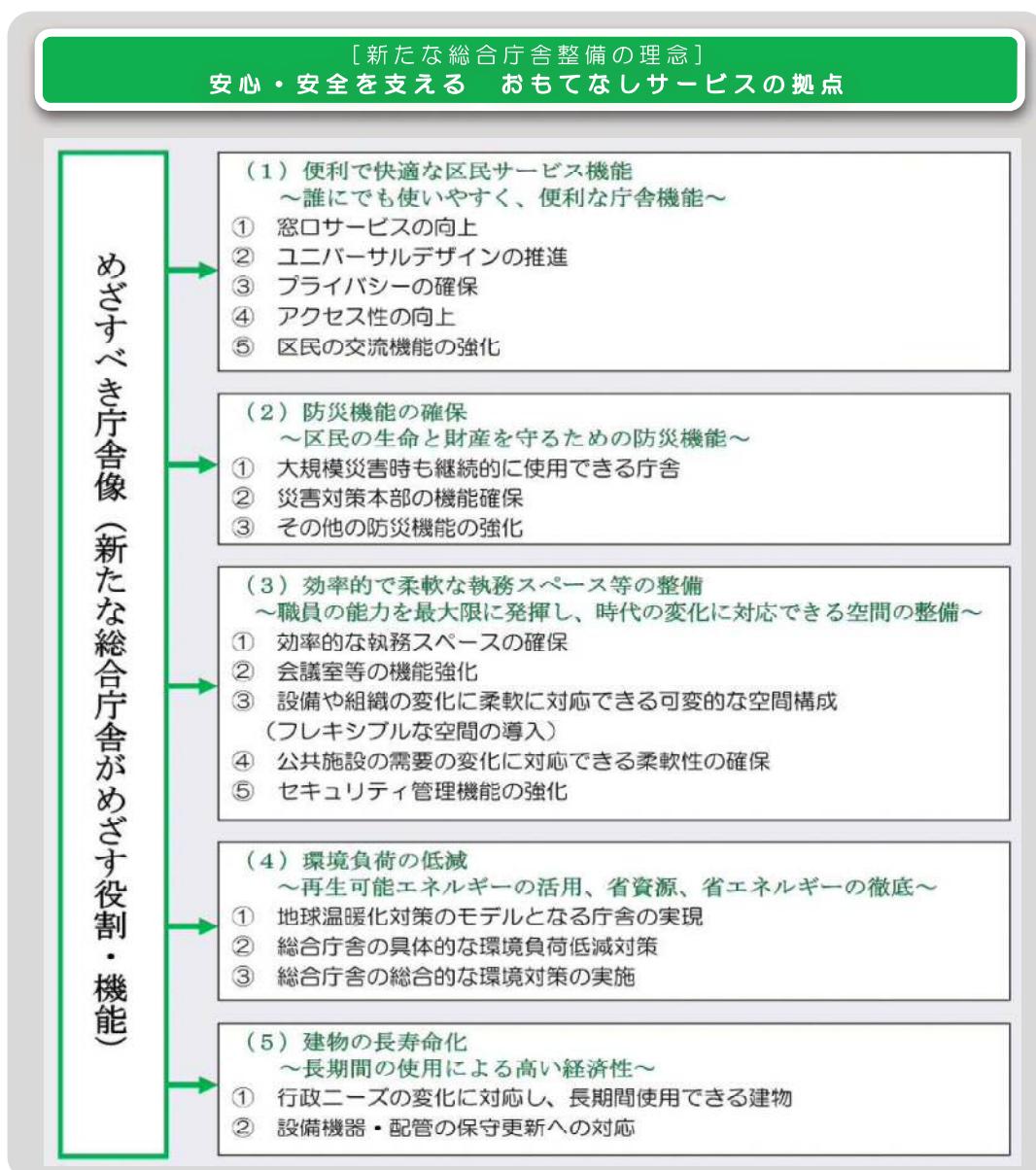
資料4：葛飾区総合庁舎整備基本構想（概要）

1 総合庁舎整備のあり方

現在の総合庁舎の建物や設備の経年劣化に対応するためには、「大規模改修」又は「新たな総合庁舎の整備」が必要となるが、大規模改修では、狭隘化やわかりにくさの解消、バリアフリー化、区民利用の利便性の向上等、抜本的な課題を解消することは困難である。

したがって、「新たな総合庁舎の整備」による方法を選択し、これに向けた準備を進めていく。なお、耐用年数を迎えるまでにまだ年数のある新館については、区政の中心となる総合庁舎として使用することは難しいものの、仮に現在の総合庁舎を移転して整備する場合には、他の目的を検討する等、施設の有効活用を図っていく。

2 めざすべき庁舎像



資料4：葛飾区総合庁舎整備基本構想（概要）

3 総合庁舎の規模

現在の総合庁舎の実態を調査・分析し、積み上げて算定した結果を「総務省地方債算定基準」等に基づく算定結果や、近年の庁舎整備計画事例に基づく算定結果と比較検討し、一定の幅を持った設定規模として整理した。そのうえで、今後の変動要因を検討し、最後に、コンパクトな庁舎をめざした取組みによる削減目標を考慮した結果、新たな総合庁舎の規模を約26,000～約29,000m²と設定した。

◆想定規模のまとめ

(1) 積上げによる算定	約 26,300 m ²
(2) 他の基準と比較考量した想定規模	約 27,000～約 30,000 m ²
(3) 今後、総合庁舎の規模に変動を与える要因の整理	現時点において、庁舎規模への影響については計測不能
(4) コンパクト化への取組み	1,000 m ² 程度の削減
(5) 新たな総合庁舎の規模設定	約 26,000～約 29,000 m ²

4 新たな総合庁舎の位置

京成立石駅前に位置し、区民が利用するのに最も便利な「立石駅北口地区」を優先順位の第1位とした。

資料5：立石駅北口地区市街地再開発事業による建築物を総合庁舎移転先とする場合の 移転要件（概要）

1 目的

総合庁舎の整備に関し、最優先の候補地である立石駅北口地区市街地再開発事業において計画されている建築物に総合庁舎を移転する場合の建築物等が充たすべき基本的な仕様等を整理した。

2 概要

（1）本移転要件設定の視点

① 庁舎管理上の必要から

一般のオフィスビルとは異なる地方公共団体総合庁舎あるいは公共施設としての管理上の必要事項を確認する。

② 基本構想で示しためざすべき庁舎像から

基本構想で示した新庁舎整備の方向性について、実現可能かどうか確認する。

③ 再開発事業等の都市計画決定により定まる事項から

建築敷地、建築面積、延べ面積、高さの限度、地区計画による壁面の位置や用途の制限等、準備組合が進めている市街地再開発事業等の都市計画決定により定まる事項のうち、総合庁舎として事前に要件を定める必要があるものを確認する。

（2）本移転要件の構成

① 基本事項

遵守すべき法令等、踏まえるべき本区の上位計画、「基本構想」の位置付け、本区との事前協議等

② 総合庁舎移転先建築物の要件

i) 標準仕様

事業の実施にあたり、標準仕様として適用する基準類等

ii) 構造体等の性能水準

各階の必要保有水平耐力、使用するコンクリートの設計圧縮強度等

iii) 環境性能

CASBEE による客観的評価、同 S ランクを目標とする等

iv) その他設計・施工上の要件

ユニバーサルデザイン、管理しやすい設備機器・配管の仕様等

v) 建築物の用途の制限

総合庁舎として床を取得する建築物の用途として、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）」に規定する風俗営業の一部を制限すること等

vi) 共有建築物の管理上の事項

災害対策本部を設置した場合の建築物共有部分の本区による優先的使用等

**資料5：立石駅北口地区市街地再開発事業による建築物を総合庁舎移転先とする場合の
移転要件（概要）**

③ 総合庁舎移転先建築物以外及び再開発事業区域全体の要件

立石駅から建築物のエントランスまで（再開発事業区域内）のバリアフリー動線、
雨よけの設置等

資料6：23区の総合庁舎駐車場、自転車駐車場等設置台数調査

平成27年9月他自治体整備事例アンケート調査結果より

	自動車駐車場				障害者用自動車駐車場				自転車駐車場				バイク駐車場			
	来庁者用	職員用	公用車用	議員用	来庁者用	職員用	公用車用	議員用	来庁者用	職員用	公用車用	議員用	来庁者用	職員用	公用車用	議員用
千代田区	50	24	3	1	3	0	0	0	35	90	120	0	若干数	27	1	0
中央区	28	0	18	4	2	1	0	0	50～60	許可分	約36	約18	8～9	許可分		1
港区	46	許可分	45	3												
新宿区									耐震改修工事中(設置台数は未定)					耐震改修工事中(設置台数は未定)		
文京区	125	0	48	10	5	0	0	0	218	0	0	0	20	21	30	3
台東区	28	0	27	0	1	3	0	0	不明	106	90	0	不明	0	0	0
墨田区	60	0	58	27	2	0	0	0	0	166	107	0	0	32	0	0
江東区	90	16	9	3	7				150	125			65			
品川区	91	7	93	10	4				131	150	83		25	23	20	23
目黒区	60	48	10	4	5				223	220	115	13	自転車駐車場と共に有			33
大田区	71	0	66	0	2	7	0	0	73	220	58	103	24	24	16	0
世田谷区	53	87	25	1	13											
渋谷区	52	35		1					278				8			
中野区	49	45	21	3	5								25			
杉並区	124	0	66	0	1	2	0	0	約118	約120	52	約10	約22	約15	10	0
豊島区	49	3	33	0	3	3	0	0	200	110	20	20	35	1	0	0
北区		120		2						約100			約20			
荒川区	43	0	16	0	2	7	0	0	約350				4	約15	0	0
板橋区	37	0	43	20	2	0	0	0	93	58	54	14	13	0	3	
練馬区	129	0	26	[40]	4	10	0	0	318	[245]	30	0	21	26	7	0
足立区	188		131		9				398	1223			約20	約100	57	
江戸川区	97	0	11	27	5	5	0	0	300	450	60	0	37	0	2	0

葛飾区	124	0	49	来庁者用に含む	4	8	0	0	737m ² (~970台)	49	来庁者と共用	自転車駐車場と共に有	49	来庁者用	公用車用	議員用
-----	-----	---	----	---------	---	---	---	---	---------------------------	----	--------	------------	----	------	------	-----

※空欄はアンケート未記入

※墨田区の自転車駐車場については、平置きは除く

※大田区の自転車駐車場の議員用については、出先職員等用も含む

※練馬区の[]書きについては、庁舎外に設置

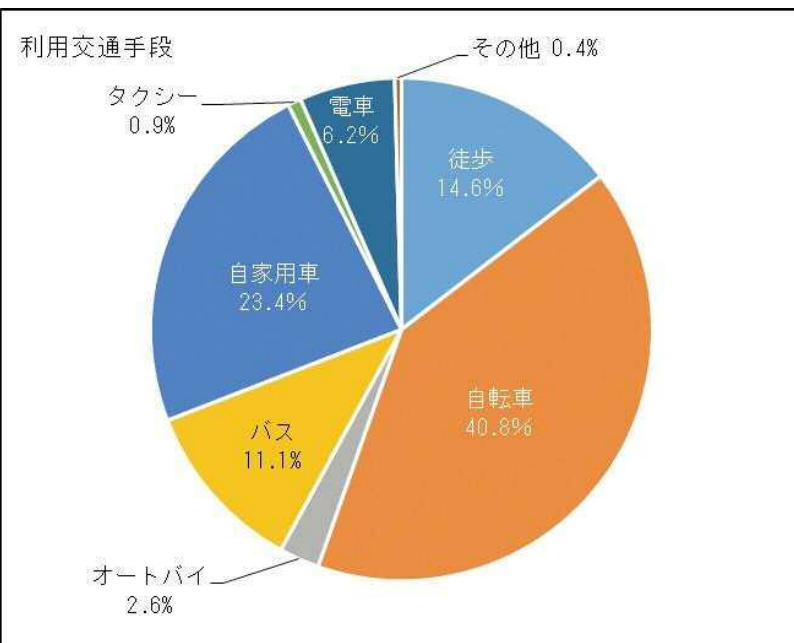
※自家用車登録台数

資料7：来庁者実態調査

来庁者に対し、本庁舎への交通手段及び訪問先窓口等の実態を調査したもの

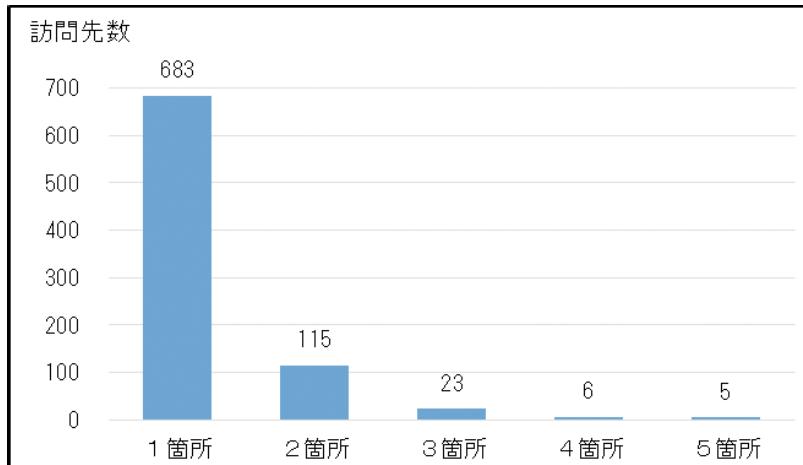
1 来庁のための交通手段

自転車が40.8%、自家用車が23.4%、オートバイが2.6%で、駐車場等を利用する人が、全体の66.8%を占める。



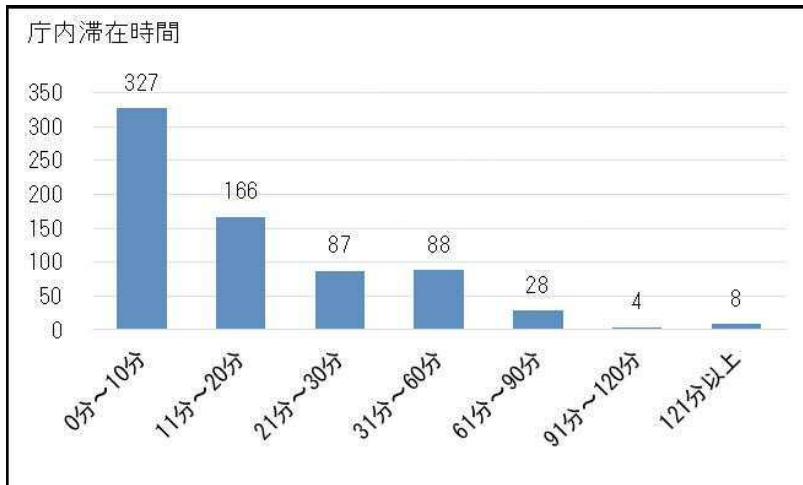
2 訪問先の数

訪問先が1箇所の人が、全体の82.1%を占める。



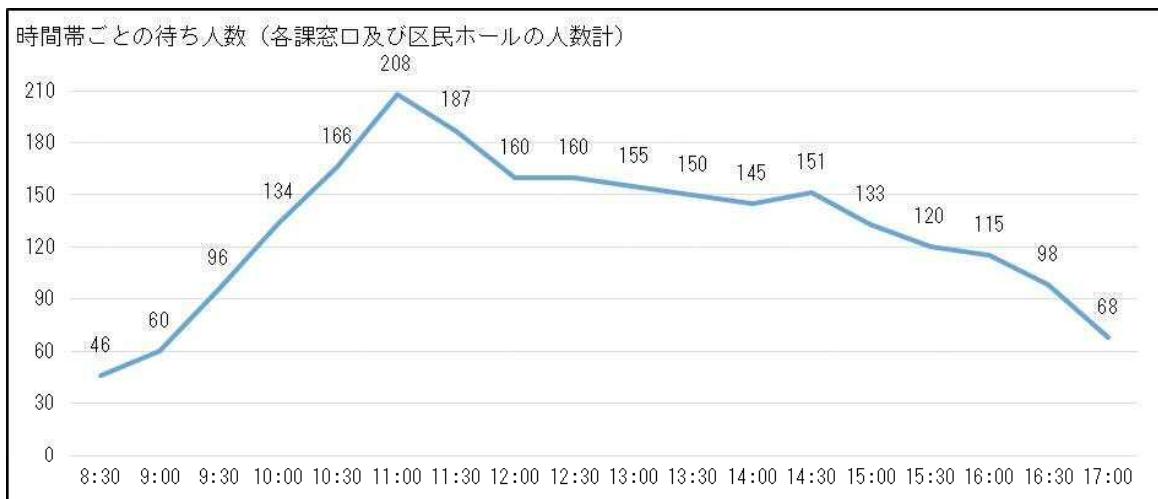
3 庁内滞在時間

府内滞在時間が「0~10分」の人が、全体の46.2%を占める。



資料 7： 来庁者実態調査

4 時間帯別合計滞留人数



待ち人数の合計でみると、午前 11 時がピークとなる。

5 調査実施日

平成 28 年 9 月 26 日（月）午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

資料8：職員数の推移

1 各課座席数調査

各年4月1日現在の在席職員の座席数を調査したもの

現在の総合庁舎内での座席数調査による職員数推移 (単位：人)

区分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
特別職	17	17	20	20	18
常勤職員	1,054	1,045	1,048	1,060	1,074
再任用・再雇用	103	108	100	110	89
専門非常勤	80	77	70	75	77
臨時職員	43	46	42	42	44
派遣・委託職員	88	106	111	121	193
合計	1,385	1,399	1,391	1,428	1,494

特別職、常勤職員（管理職・一般職）、再任用・再雇用職員、専門非常勤の合計数は、1,250人前後で推移し、大きな増減は見られない。

一方で、派遣・委託による非正規職員は、近年の業務の委託化の増加に伴って、平成24～28年度では119.3%の増加率を示している。また、平成27～28年度の増加率も59.5%と大きな値になっている。

資料9：他自治体の庁舎整備における耐震方式の採用

自治体	耐震方式	建設年次	構造種別	規模 (延床面積)	階数	備考
つくば市	免震	2010年	SRC造一部S造	約21,400m ²	地上 7F	
町田市	耐震	2012年	S造 RC造 SRC造	約41,500m ²	塔屋 2F 地上 10F 1F	高さ 約13m
甲府市	免震	2013年	S造一部SRC造 一部RC造	約27,970m ²	塔屋 2F 地上 10F 1F	高さ 約48m
豊島区	地上階 中間免震	2015年	SRC造 RC造一部S造	約94,680m ²	地上 49F 地下 3F	高さ 約189m
茅ヶ崎市	免震	2016年	SRC造一部S造	約20,180m ²	地上 7F、地下 1F	高さ 約31m
市川市	免震 基礎免震	2020年(第1庁舎)予定 2017年(第2庁舎)	S造 S造	約30,650m ² 約11,040m ²	地上 7F、地下 1F 地上 5F	塔屋
浦安市		2016年	RC造 一部S造	約25,610m ²	塔屋 1F 地上 11F	
桶川市	免震	2018年予定	S造 一部SRC造、RC造、W造	約9,540m ²	塔屋 1F 地上 5F	高さ 約25m
渋谷区	免震	2018年予定	S造 RC造 SRC造	約31,400m ²	地上 15F 地下 2F	
横浜市	地上階 中間免震+制震	2020年予定	S造(エントランス構造) RC造 SRC造	約141,600m ²	塔屋 2F 地上 32F 地下 2F	高さ 約155m
府中市	免震	設計中	RC造	約33,500m ²	地上 6F、地下 1F 地上 4F、地下 1F	高さ 約30m 約20m

資料10：新庁舎施設構成別の想定面積

新庁舎施設構成別の想定面積

施設構成		主な施設	床面積 (m ²)
	執務室	各課執務室（執務室内打合せスペースを除く）、夜間・休日窓口、臨時窓口スペース	8,418.95
	倉庫	倉庫、金庫、書庫	1,485.21
附属部分	会議室	執務室内打合せスペース、各会議室（中会議室、小会議室）、庁議室、作業室、教育委員会室等	1,764.96
	更衣室	職員1,500人	942.76
	便所等	男女トイレ（パイプスペース）、多目的トイレ、給湯室 ※議員用トイレ及び議員用多目的トイレは除く	1,120.09
	機械室	ダクトスペース、電気配線スペース、機械室、主配線盤、電気室、録音室、EV機械室	2,452.00
交通部分	待合い等	待合スペース、記載スペース、キッズスペース、喫茶コーナー等	854.73
	廊下等	廊下、垂直動線（階段、エレベーター、エスカレーター）、総合案内、プロアマネージャースペース等	6,525.21
	公益施設	指定金融機関、ATM	62.38
	議会関係施設	議長室、副議長室、面談室、会派控室、委員会室、倉庫、議員用トイレ、議員用多目的トイレ、傍聴者通路、議場、議場ロビー、理事控室、傍聴者ロビー、傍聴席 ※区議会事務局執務室を除く	2,802.01
	その他	食堂、区政情報コーナー、授乳室、医務室、区民相談室、中央監視盤等	1,458.18
	合計		27,886.48
			28,000.00

※平成27年12月3日総務委員会へ庶務報告した「立石駅北口地区市街地再開発事業による建物を新庁舎移転先にする場合の形状確認のための仮レイアウト作成基準」に基づき、積算した床面積

※複合施設であるため、エレベーター・階段・ダクトスペース・パイプスペースは、共用となる可能性があるものの、庁舎施設に含んで計算している。

【用語解説】

【あ～お】

■ I C T (アイ シー ティー)

情報処理や情報通信（コンピューターやネットワーク）に関連する分野における技術・産業・設備・サービス等の総称です。

■インフラ設備

生活基盤を支える電気、ガス、上下水道、通信等の設備のことです。

■エコマテリアル

優れた特性、機能を持ちながら、より少ない環境負荷で製造、使用、廃棄又はリサイクルができ、かつ人に優しい材料や材料技術のことです。具体的には、「有害物質の拡散が抑えられる」、「温暖化物質等の排出が減らせる」、「汚染を防止して浄化できる」、「資源、エネルギー消費が減らせる」、「埋立、焼却量が減らせる」、「循環利用がしやすくなる」の効果の内、いずれか又は複数に当たるものを指します。

【か～こ】

■官庁施設の総合耐震・対津波計画基準

地震及び津波による災害時に官庁施設として必要な機能の確保を図るために、国土交通省が、地震災害、津波災害及びそれらの二次災害に対する安全性に関する基本的事項や、保全に係る事項を定めたものです。

■建築設備

各種の建物に求められる諸機能を充足し、建物に居住する人の健康を守り、安全性、作業能率、快適性を高めるための電気、機械、供給処理、輸送、情報伝達等の設備のことです。

【さ～そ】

■再生可能エネルギー

一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー（太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱等のエネルギー）のことです。

■受変電設備

電力会社から高圧で引き込んだ電気を、使い易い100Vや200Vの電気に変圧するとともに、配電線の事故や漏電事故を防止する等の役割をもった設備のことです。

■自家発電設備

電気を消費する者が、自身で消費することを目的に、自ら発電装置を備えて発電するための装置のことです。設置目的や用途から、常用自家発電設備と非常用自家発電設備に分けられます。

■省エネ行動

社会全般における、石油や石炭、天然ガス等の限りある資源エネルギーを効率よく使うため

の取組みに向けた行動を指します。

■スケルトン・インフィル

スケルトンは、建物の骨組みともいえる柱、梁、床等の構造躯体を指し、インフィルは、内部の内装、設備部分を指します。耐久性の高いスケルトンと、経年劣化等に応じて柔軟に変更ができるインフィルを明確に区分けして、耐久性と可変性の高い建築物を整備する工法になります。

■制震

建物の中に、地震の揺れを吸収する部材を組み込むことで、地震による建物の揺れを抑える構造です。

【た～と】

■耐震

構造体（柱、梁、壁、床等）の耐力を上げることで、地震による建物の揺れに耐える構造です。

■中央監視盤

建物の電力、照明、空調、防災、防犯等の各種設備を安全かつ効率的に運用できるように、散在する監視対象の情報を一元的に監視制御するシステムのことです。

■東京都福祉のまちづくり条例

事業者並びに都民が相互に協働して福祉のまちづくりを推進し、高齢者や障害者を含めた全ての人が安全で、安心して暮らすことができるよう、福祉のまちづくりに関する施策の基本的な事項を定めたものです。

【な～の】

【は～ほ】

【ま～も】

■免震

建物と基礎との間に地震の揺れを受け流す部材を設置し、地盤と切り離すことで、地震による建物の揺れを直接伝えないようにする構造です。

【や～よ】

【ら～ろ】

【わ】